

志摩市と日本航空株式会社との連携協定書

- (2)甲、乙は、現在または将来にわたって、前号の反社会的勢力と密接な交友関係にある者(以下、「反社会的勢力等」という。)と次の各号のいづれかに該当する関係を有しないこと。
- ①反社会的勢力等によって、その経営を支配される関係
  - ②反社会的勢力が、その経営に実質的に関与している関係
  - ③反社会的勢力等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関係
  - ④その他反社会的勢力等との社会的に非難されるべき関係
- (3)甲、乙は、自らまたは第三者を利用して次の各号のいづれの行為も行わないこと。
- ①暴力的な要求行為
  - ②法的な責任を超えた不当な要求行為
  - ③取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
  - ④風説を流布し、偽計または威力を用いて相手方の信用を毀損し、業務を妨害する行為
  - ⑤その他前各号に準ずる行為

第 1 条 (目的)

本協定は、甲と乙が緊密に相互の連携を強化しながら、それぞれの持つ物的・人的・知的資源を有効活用し、SDGs 目標達成に向け、持続可能な地域づくりならびに地域全体の活性化を図ることを目的とする。

第 2 条 (連携協力事項)

- 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次の項目について協力する。
- (1)志摩市の「観光振興」に関する事項
  - (2)志摩市の「特産品の活用」に関する事項
  - (3)志摩市の「関係人口の創出・拡大およびワーケーション推進」に関する事項
  - (4)人財交流、人財育成およびおもてなし強化に関する事項
  - (5)その他、甲および乙の協議により必要と認められる事項

第 3 条 (秘密保持)

甲、乙は、本協定に基づく連携、協力において得られた情報を、第 1 条に定める目的の範囲内で利用するものとし、協定期間中、協定期間終了後を問わらず、相互の事前承諾なく第三者に開示または漏洩してはならない。

第 4 条 (反社会的勢力の排除による解除)

甲、乙は、相手方が次のいづれかの項に違反していると合理的に判断した場合は、相手方に対して何らの通知、催告を要せず、また、自己の債務の履行提供をせずに、直ちに契約の全部または一部を解除することができます。また、これにより損害が生じた場合は、相手方が賠償するものとする。

- (1)甲、乙は、現在または将来にわたって、次の各号の反社会的勢力のいづれにも該当しないこと。
- ①暴力団
  - ②暴力団員
  - ③暴力団準構成員
  - ④暴力団関係企業
  - ⑤総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ
  - ⑥その他前各号に準ずるもの

2021年3月24日

甲 三重県志摩市阿児町鵜方 3098 番地 22  
三重県志摩市  
志摩市長

乙 愛知県名古屋市中区栄 3-1-1  
日本航空株式会社  
中部地区支配人

志摩市長  
日本航空株式会社  
中部地区支配人